減損の認識に至った経緯	耐震強度不足の判明により取り壊すこととなったため。
減損額のうち損益計算書に計上した額	—
減損額のうち損益計算書に計上していない金額	22,102千円
回収可能サービス価額	使用価値相当額
使用価値相当額を採用した理由	取り壊しによるものであり、売却を想定していないため
算定方法の概要	合理的な算出が困難なため備忘額とした

4　金融商品に関する事項

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については金融機関からの借入に限定しております。

資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規程に基づき、公債及び譲渡性預金のみを保有しており株式等は保有しておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	654,566	654,566	—
⑵　有価証券及び投資有価証券			
①投資有価証券	376,762	378,869	2,106
②有価証券	39,999	40,220	220
⑶　長期借入金（※）	(229,583)	(259,302)	(29,718)
⑷　長期未払金	(185,105)	(184,330)	(△775)
⑸　未払金	(579,133)	(580,375)	(1,242)

㈱　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑶　長期借入金（※一年以内返済予定長期借入金を含みます。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑷　長期未払金、⑸　未払金（リース債務）

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑹　未払金（リース債務除く）

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5　賃貸等不動産の時価等に関する事項

当法人は、学生寄宿舎を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,268,025	△32,837	1,235,187	1,184,000

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）　当期増減額のうち主な増減額は次のとおりであります。

取得による増加（明徳寮）　2,339千円

減価償却による減少　35,176千円

（注３）　当期末の時価は、土地については「財産評価基準書」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であり、建物等については、主として国から承継した際の不動産評価額によるもの、平成21事業年度に行った明徳寮（男子寮）の大規模改修による取得額、平成23事業年度に行った明凛館（女子寮）の改修及び平成24事業年度に行った国際交流会館の改修による取得額によるものであることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、賃貸等不動産に関する平成27年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

（単位：千円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
35,620	(14,451) 65,212	0

（注１）　賃貸費用の（　）書きは内数で、損益外減価償却相当額を表示しております。

6　資産除去債務に関する事項

⑴　資産除去債務の概要

教育研究用施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務、及びアスベスト等の法令等による除去義務であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から２年～60年と見積もり、割引率は、0.095％～2.285％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高	23,618千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0円
時の経過による調整額	364千円
資産除去債務の履行による減少	430千円
その他増減額	0円
当事業年度末残高	23,553千円

⑷　資産除去債務の算定方法の変更

該当ありません。